

総論 ——植民地期——

1. 記述の構成について

植民地期の部分の記述を抽出すると、その構成に関しては、概ね共通している。①日露戦争～韓国併合～「武断政治」期、②三・一独立運動、③関東大震災、④「皇民化政策」、戦時動員の4つが主たるトピックとして、またそれぞれ独立の項目として取り上げられている（ただし、清水書院版では、例外的に①～②が一括して記述されている、また教育出版では、韓国併合と「武断政治」期の政策は分離されている）が、「内地」が事件の舞台となった③を除いては、総体的に三・一独立運動後の1920年代から30年代前半の朝鮮内での事象に関する記述が薄い印象を受ける。もっとも、大阪書籍版では、これらの項目に加え、1920年代末から1930年代初にかけて朝鮮や台湾で起こった反日運動（光州学生事件、霧社事件）について記述しており特徴的である。

記述の量を見ると、一項目あたりの記述分量は、扶桑社版がとくに短いことがわかる。同社版においては、それ以前の時期までの朝鮮関連の記述量が極めて多いが、それと比べてみると、いささかバランスを欠く印象を受ける。

以下、上で言及した①～④のトピックに対し、それぞれ検討してみることにするが、【別表】では、とりわけ各社ごとに記述の差が大きい三・一独立運動、関東大震災の朝鮮人虐殺、皇民化政策・戦時動員の3つのトピックについて対照してみた。

2. 「武断政治」期の朝鮮

「武断政治」期に関する記述としては、ほぼ共通して、朝鮮総督府の設置、土地調査事業、同化教育などについて記述されている。ただし、日本文教出版版と清水書院版では、具体的な記述がない（後者では、【図3】「東洋拓殖株式会社」のキャプションで土地調査事業について簡単に触れてある）。「武断政治」期の性格については、記述の濃淡やどの政策に重点を置くかで微妙に差が見られる。

なお、朝鮮総督府の設置に関して、総督府の写真と説明が添えられているのが、東京書籍、大阪書籍、帝国書院、扶桑社の各版であるが、キャプションを見る限りでは、景福宮内庁舎の使用が1910年から始まったかのように誤解される恐れがある。併合当初は旧統監府の建物を利用しており、同所への完全移転は、1926年1月のことである。誤解の生じないような記述が要される。なお、帝国書院版では、朝鮮王宮を隠すように総督府庁舎が建てられたことがわかる写真を用いて、「王宮の前に総督府があるのは、どんな意味があるのかな」と問うているのに対し、扶桑社版は庁舎しか写っていない写真を使っているなど、

同じ材料でも教育的効果にはずいぶんと差があるように思われる。

(1) 「武断政治」の性格についての言及

「武断政治」とよばれるゆえんでもある、その統治の性格について、つまり武力を背景にした支配であるという点に関して言及があったのは東京書籍版、大阪書籍版、日本書籍版のみである。もっとも、扶桑社版は、後の三・一独立運動に関する項目の部分で、「その後は武力でおさえつける統治のしかたを変更した」とあるので、それまでの支配のあり方が武力を背景にしていたことは一応記されてはいるものの、当の韓国併合～「武断政治」期の項目では、武力支配であったという点には一言も触れられていないので、教授上の効率としては、いささか疑問の残る記述順序と言わざるを得ない。

なお、教育出版版と大阪書籍版では、朝鮮人の自由や権利が著しく制限されたことについて明確に言及されている。とくに、後者では政治活動の禁止、新聞の発行制限などについて具体的に言及されており、学習上イメージがしやすい。

このほか、鉄道・灌漑施設などの「開発」・「整備」という点に触れたのが、教育出版版と扶桑社版である。前者では前出の「自由や権利の制限」にかかる文の注として、後者では、地の文で記述されており、両者の記述の様態は異なるものの、ともに同箇所において、上述の武力支配であったとの指摘がなされていないために、「武断政治」の性格を総合的に把握するには、必ずしも助けにならない憾みがある。教育出版版においては、鉄道・灌漑施設の「整備」と、「自由や権利の制限」というまったく異質の次元の話の注によって結び付けているが、「自由や権利の制限」が鉄道・灌漑施設の整備を推進する要因として機能したと評価しているのか、それとも「自由や権利の制限」の一方において鉄道・灌漑施設の「整備」がおこなわれたと評価したいのか、歴史的評価としては曖昧であると言わねばならない。また、扶桑社版においては、鉄道・灌漑施設の「開発」についてどのような評価を下しているのかさえ明確でないという問題がある。この点については、後述の「7. その他」(2)も参照されたい。

(2) 土地調査事業

土地調査事業については、すべての教科書において、何らかの形で言及されている。事業の結果、土地を失った農民が、日本や「満州」への移住をした点、ないしは農民の多くが小作人に転落した点について触れているのは、清水書院版を除いたすべてである。中学生レベルの概説的な理解としては、この程度で十分かとも思われる。同社版は、「東洋拓殖株式会社」に関する【図3】のキャプションにおいて、土地をどのように処理したかについては簡略に記されているものの、朝鮮社会に及ぼした影響については、必ずしも詳しくは書かれていない。ただし、東洋拓殖株式会社の役割について言及した点は評価できる。

(3) 同化教育

「武断政治」期の政策として、土地調査事業と並んで多く言及されているトピックが同化教育である。日本書籍、日本文教出版、清水書院の各版以外では、日本語・日本史・修身教育のいずれかの存在に触れ、それを強制したという事実についての言及がある。このほか、東京書籍、大阪書籍、帝国書院では、同時に、朝鮮史教育の禁止・朝鮮文化の否定について言及しており、教育・文化面における差別的待遇について明確に記されている。なお、東京書籍、大阪書籍、教育出版版では日本語の授業を受けている朝鮮人の子どもたちのようすが写った写真を掲載しており、とくに、大阪書籍版、教育出版版ではキャプションの内外で、「どうして日本語が使われているのだろう。」、「なぜ日本語を学習しているのかな」との問いがそれぞれ発せられている点が注目される。総督府の文化支配の性格を問わせるこれらの問いの教育上の効果が期待される。また、教育出版版では、植民地期朝鮮で使用された歴史教科書の写真も掲載されており、やはり同様の効果が期待される。

3. 三・一独立運動

三・一独立運動については、ほとんどの教科書で、第一次世界大戦後のベルサイユ体制下における「民族自決」の問題と関連付けられており、中国の五・四運動と同じ項目で挙げられている場合が多い。

三・一独立運動の経緯に関しては、単元の構成上の問題もあり、ほとんどの教科書がそのような「民族自決」という外在的契機と関連付けられて論じられており、朝鮮内における日本の植民地政策との因果関係に言及したものは、大阪書籍、日本書籍版のみである。清水書院版は、「武断政治」期に関する具体的な記述はあまりなされていないが、構成上、韓国併合～「武断政治」期の部分の最後に、三・一独立運動について書かれていることから、支配政策との関連を想起させることが可能な記述となっている。しかし、逆に「民族自決」の問題とは切り離されるため、外在的契機に関する記述が希薄になるという問題を抱えている。

次に、三・一独立運動以後の支配政策の転換についてであるが、この点については、東京書籍、大阪書籍、扶桑社版において言及されている。扶桑社版が「武力でおさえつける統治のしかたを変更した」とのみ書かれているのに対し、東京書籍版では、「武断的な支配をゆるめる姿勢を示したため」とある部分の注として、言論・出版・集会の規制緩和、教育制度の改定に言及するほか、大阪書籍版では、本文で、憲兵警察制度の廃止と言論の規制緩和（＝朝鮮語新聞の発行許可）について触れているなど、より具体的で、比較的目配りが利いていると言える。これらの全ての教科書における記述は、三・一独立運動後の支配の「緩和」についてイメージさせるが、普通警察制度への転換により、警察力がむしろ増強されたことを考えると、史実としてはややバランスを欠く。むしろ、文化政策における緩和の側面と警察制度の転換や治安維持法の適用など治安・司法面における民族運動弾圧の

制度的整備とが表裏一体であるということは、今日、朝鮮史の概説レベルでも定着していることであるので、各社ともにもう少し記述に工夫が必要とされよう。なお、日本文教出版版でも、独立運動が続いたことにより、「日本の支配をゆさぶった」とあるも、その後、支配政策がどう変わったかについては明確に書かれていない。

さて、三・一独立運動について、関連する図や写真を掲載している教科書が多い。なかでも、帝国書院、日本書籍、清水書院、日本文教出版では柳寛順について言及している。この他にも、教育出版、清水書院版では、タプコル公園（ソウル市）内のレリーフの写真を掲げている（キャプションでは上述の柳寛順に関する説明もある）。また、日本書籍版では、ソウルの中心街を行進する女子学生たちの様子を写した写真が掲載されているが、キャプション内で「独立の願いを、日本政府は認めたのだろうか」との問いが発せられているのに注目される。独立運動後の支配政策の転換が、「内地延長主義」を標榜して支配を進めていくものであったことを考えるなら、この問いに対する答えを見つけていく過程は、日本の植民地支配の性格を探るうえでも、朝鮮人の独立要求の意味を測るうえでも発展学習としての教育効果が期待される。なお、東京書籍、大阪書籍、扶桑社の各版に関しては、このような材料は提供されていない。

なお、東京書籍、大阪書籍、帝国書院の各版では、三・一独立運動に理解を示した日本人（柳宗悦・吉野作造）に関する言及がある。東京書籍版では柳宗悦（コラム）、大阪書籍版では柳と吉野作造（コラム）、帝国書院版では吉野（本文）がそれぞれ扱われている。大部分の日本人が朝鮮人を差別していたということが、どの社も全体的に記述が弱いため、その扱い方については注意を要するものの、三・一独立運動に理解を示す日本人の存在が、逆に大多数の日本人が朝鮮（人）に対して差別的であったことや、三・一独立運動が日本の植民地支配に対する抵抗の意味を持つものであったことを浮き彫りにする面もあると考えられ、教授上、一定の効果を有すると思われる。また、三・一独立運動とは直接関係しないものの、教育出版版では、柳宗悦とならんで朝鮮の民芸に造詣が深かった浅川巧に対する記述がある（コラム）。同様に、大多数の日本人の差別意識を浮き彫りにするという意味で、教授上の効果が期待される。

4. 関東大震災における朝鮮人虐殺

関東大震災における朝鮮人（・中国人、社会主義者）虐殺については、その扱い方にばらつきがある。本文で触れられているものもあれば、コラムとして扱われているものもある。ポイントとしては、朝鮮人が暴動を起こすなどの流言が警察・住民などによって人為的に広められ、警察・軍隊の国家権力はもとより住民の自警団が虐殺に積極的に関与したという点がどのように書かれているかということである。

各社の具体的な記述内容は【別表】にも示した。まず、流言が広がる背景として、朝鮮

人・中国人に対する差別意識が広く存在していたことが重要だが、この点について言及しているのは、日本書籍版のみである。また、流言を広めた主体が住民や警察であることを明記したのは、大阪書籍版のみである。次に、虐殺に関わった主体として、警察・軍隊、住民の自警団の全てに触れたのは、教育出版、大阪書籍、日本書籍、清水書院版である。帝国書院、扶桑社の各版では住民の自警団のみ言及され、東京書籍、日本文教出版の各版では殺害の主体がまったく記されていない。殺害に関与した主体に関しては、警察、軍隊、住民の自警団の三つが全て記載されているのが望ましい。とくに、警察・軍隊といった国家権力の関与は、この事件の性格を理解するうえできわめて重要であるため、これに言及しないのは重要な点を落としたものであると判断せざるを得ない。その意味において、帝国書院、扶桑社、東京書籍、日本文教出版の各版の記述は検討の余地が多く残されていると言えよう。

5. 「皇民化政策」、戦時動員

日中戦争以降の戦時体制下の朝鮮に関する記述について、ポイントとなるのは、①「皇民化政策」における文化の強制と朝鮮民族文化の否定、②兵力動員、③労働力動員、のそれぞれに関する記述のあり方である。以下、この区分に即して検討してみたい。

(1) 「皇民化政策」における文化の強制

「皇民化政策」における文化の強制に関しては、日本語の使用強制、創氏改名の実施、神社政策の強行などが触れられている。日本語強制については、東京書籍、教育出版、帝国書院、清水書院の各版で言及されているが、日本語強制政策はこの時期に始まったことではない。上記のうち清水書院を除く三社の版ではいずれも「武断政治」期の記述においても日本語教育について触れられており、統治の性格の質的な差異を示すという観点からすれば、日本語強制のあり方がより強化されたと書くのが妥当であるはずだが、必ずしもそのような記述にはなっていない。具体的な記述内容については【別表】参照のこと。

次に、創氏改名についてであるが、これについては全ての教科書で言及されている。すでに先行研究で明らかにされており、法概念上、朝鮮式の「姓」と日本式の「氏」とは区別される。よって、創氏改名とは単なる「改氏・改名」という問題ではない。とくに、誤解が生じやすいのが「創氏」である。朝鮮にはそれまで存在しない日本式の「氏」（＝同一戸籍の家族集団の名称）を朝鮮の家族制度にも導入するというものであった。本来、朝鮮の家族制度では「姓」は男系血縁集団の系統を表示するものであり、広義では、この「姓」と一族の祖先の発祥地名である「本貫」とをあわせて「姓」としている。よって、例えば婚姻関係が生じた場合でも、本貫の異なる夫婦間で、同じ姓を共有することはありえなかった（慣習上、同姓同本間の婚姻関係は認められていなかった）。つまり、「創

氏」はこのような家族制度の慣習を破壊するものであったことが理解されなければならない。

この点を踏まえたうえで各社の教科書の記述を見てみると、大阪書籍、日本書籍、扶桑社の各版では、日本式の「姓名」を名のらせると説明し、東京書籍（「朝鮮の姓名のあらし方を日本式に改めさせる」）、教育出版（「日本式の氏名にあらためること」）、日本文教出版（「固有の姓名を日本式に変えさせられた」）の各版など、朝鮮式の「姓名」の日本式の「氏名」の根本的な違いについて十分に理解されていないと思われる記述が目立つ。その原因は、「創氏」の意味についての理解が不十分な点にあると考えられる。一方、清水書院版（「伝統的な姓名にかえて日本式の氏名をつくらせて、公的な場ではこれを使わせるようにし、……」、傍点は引用者による）は、この点についての配慮がうかがわれる。もっとも、名前の名乗り方に関する上述のような背景的知識がなければ、生徒がこの区別の意味を理解するのは難しいかもしれない。帝国書院版は、「日本式の名前を名のらせる創氏改名」と少し曖昧な表現になっており、正確さという意味では検討の余地を残すが、注において、創氏改名が日本の家族制度を持ち込むものであったと記述しているのは、一歩踏み込んだ説明として評価できよう。もっとも、この注の記述も、「夫婦が別姓の朝鮮の人々」とあり、本質的には意味の異なる今日の日本における「夫婦別姓」問題を想起させてしまう可能性もあるので、やはり補足説明は必要である。すべての版において言えることだが、朝鮮の固有の文化に対する記述がきわめて少ない。とりわけ、創氏改名の説明などでは、朝鮮の家族制度、族譜などの説明が伴わないとその本質について理解することが難しいと思われる。現行の教科書のもとでは、副教材を利用するなどして、教師がきちんと補足説明できることが要求されよう。

第三に、神社政策の強行についてであるが、宮城遥拝、神社参拝の強制、各家庭における神棚の設置などについて触れられている。なかでも、神社参拝の強制について触れた教科書は、教育出版、大阪書籍、日本書籍、清水書院のみであり、日本文教出版では「宮城（東京の皇居）や神社に向かっておがむ」（傍点は引用者による）とされている。東京書籍版では植民地における神社政策そのものについて一切記載がない。扶桑社版では、「しかし、日本の占領地域では、日本語教育や神社参拝などをしたことに対する反発もあった。」（傍点は引用者による）との記述はあるものの、厳密に言えば、「植民地」での状況を指した記述とは言えず、植民地での神社政策の記述としては存在しないというほかない。

(2) 兵力動員の様態

兵力動員に関して、徴兵制が布かれたことに対して言及があったのは、大阪書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本書籍、扶桑社の各版である。徴兵制ではなく、志願兵制のみに言及したのは東京書籍版である。また、日本文教出版版は、「兵士の募集がはじまり」とのみあり、これが志願兵制を指すのか、徴兵制を指すのかわからない記述となって

いる。いずれにしても、戦場への動員を言うのであれば、徴兵制に言及してしかるべきと思われる。

(3) 労働力動員の様態

労働力動員に関しては、各社の教科書で何らかの記述が見られる。動員のあり方が強制的であったこと、朝鮮人・中国人の意思に反して行われたことなどについて言及があるのは、東京書籍、大阪書籍、帝国書院、日本書籍、清水書院の各版であり、なかでも、大阪書籍（本文）、清水書院（深める学習）の記述はやや具体性を有している。

一方、教育出版、日本文教出版、扶桑社などでは労働の過酷さについての言及はされているものの強制性に関する言及はない。

なお、教育出版、大阪書籍の各版では、女性の勤労働員について触れられているほか、日本書籍版の（深める学習）では、「軍の要請によって、日本軍兵士のために朝鮮などアジアの各地から若い女性が集められ、戦場に送られました」と軍隊「慰安婦」としての女性動員についてにおわせている記述も見られる。今回の版からほとんどの教科書において軍隊「慰安婦」にかかわる記述が消滅したことを考えると、「慰安婦」の用語は使用されていないにせよ、意義深い記述と言える。

6. 日本の敗戦 — 朝鮮の解放・朝鮮人戦争犠牲者について —

ここでは、日本の敗戦にかかわる記述の部分で朝鮮人の戦争被害や植民地からの解放についてどのように記述されているか確認してみたい。まず、日本の敗戦が朝鮮においては植民地状態からの解放を意味したということがわかるのは、東京書籍、教育出版、帝国書院、清水書院（【図】）、日本文教出版（欄外写真）の各版である。この点は、戦争の終結が植民地・占領地地域にとって何を意味したのかについての基本的事実でもある。次に、戦争によって朝鮮にどのような被害が及んだのかについて明記されているのは、大阪書籍、日本書籍の各版である。一方、扶桑社版に関しては、大戦全体の戦死者・負傷者数について触れられてはいるものの、そのなかに植民地・占領地の人々がどのくらい含まれていたのかについてはまったく明記されていない。

なお、以上の点は、現代史（解放後）の叙述部分にも関わるので、そちらの「総論」もあわせて参照してほしい。

7. その他

以上の諸点に含まれないもので、いくつか気づいた点を最後に指摘しておきたい。

(1) 1920年代～30年代前半の「文化政治」期に関する記述の希薄さ

全体的に見て感じるのは、三・一独立運動後の「文化政治」期の記述がほとんどないということである。このことは、どの教科書においても、「武断政治」から「文化政治」へと統治方針を転換し、転換後の方針の性格が、あたかも全面的に緩和されたかのような印象を与えたり、あるいはまったくわからなかったりすることと大きく関係している。先に見たように、東京書籍、大阪書籍の各版では若干の言及がある（「3. 三・一独立運動」参照）ものの、のちの皇民化政策の位置づけとの関連においても、バランスの取れた形で若干の記述があることが望ましい。清水書院版では、「皇民化政策」に関する記述の際、「戦時下の朝鮮」という小項目のなかに、「植民地とされた朝鮮では、ハンゲルの改良や歴史の研究などによって文化面で日本の支配に抵抗した」との記述がなされている。内容としては評価できる記述だが、このような文化的抵抗が盛り上がったのは「文化政治」期のことであり、「戦時下の朝鮮」の項目として書くのは誤解を招く恐れがあるため、あまり適当ではない。むしろ、三・一独立運動の後に記述するほうがすっきりしてわかりやすいのではないだろうか。現行の教科書の構成を見る限りでは、「文化政治」期の動向を位置づけるのは、分量的にも、構成上においても難しいのかもしれないが、検討の余地があることをここでは指摘しておきたい。

(2) 記述のバランスの悪さ—台湾と朝鮮—

朝鮮の植民地期に対応する時期の記述を見る限りにおいては、大阪書籍版で「霧社事件」についての言及がある以外には、台湾に関する記述がほとんどないことに気づく。唯一言及されるのが、「皇民化政策」の実施についての記述のときであるが、挙げられる事例は、ほぼ朝鮮の事例に限定されているほか、記述が混乱している場合もいくらか見られる。日本文教出版版では、「台湾や朝鮮」で創氏改名がおこなわれたかのように読める文があるが、台湾において「創氏改名」は実施されておらず、そのかわりに「改姓名」がおこなわれた。しかし、「改姓名」が「創氏改名」とは本質的に異なる政策であることは、先行研究においても明らかである。むしろ、朝鮮の事例とは切り離して、台湾での政策を独立して記述するほうが、間違っ理解する可能性は少なくなるものと思われる。

さて、台湾に関する記述で気になるのが、扶桑社版の人物コラム「台湾の開発と八田與一」である。そもそも台湾に関する記述がほとんど存在しないなかで、この八田のエピソードだけが浮き立つ形になっている。このこと自体が全体として記述のバランスを著しく欠くものであり、不自然と言わねばならないが、台湾植民地支配の全貌や台湾人の抵抗などに言及せずに、「開発」のエピソードを浮き立たせるやり方は、史実の理解の点からも、教育上の効果の点からもその妥当性に疑問が残る。

(3) 「同化政策」と「皇民化政策」の質的差異

朝鮮における統治方針の変化とその性格に関わる問題として、「皇民化政策」の性格をどのように位置付けて記述するかという問題がある。この点について、教育出版（「日本人に同化させようとする皇民化政策」）、大阪書籍（「日本に同化させる皇民化政策」）、日本書籍（「日本への同化を強制する皇民化政策」）、扶桑社（「朝鮮人を日本人化する政策」）の各版の記述を見る限りにおいて、「武断政治」期の「同化政策」との質的差異が明確でないという問題がある。厳密には、「皇民化」ということばが示しているように、「国民」統合の過程で天皇崇拝を象徴するさまざまな行為を強制され、身も心も「皇民」となることが要求されたのである。もっとも、「皇民化」という表現がそのまま何の説明もなしに、中学生に理解できるかどうかという問題があるため、この背景については教授上補足説明を要することとなろう。その意味では、帝国書院、日本文教出版の各版では、「天皇への崇拝を強制」、「天皇の民」など天皇制への「同化」を強制したものとする説明がなされており、その意味では他社の版より理解がしやすいものと思われる。「同化」そのものは併合当初から志向されていたが、朝鮮人を戦争に動員するという差し迫った意図のもと、文字通り「内鮮一体」のスローガンのもと、その「同化」の度合いが極端に強められていったということがここでは強調されなければならない。なお、扶桑社版の「日本人化」という表現は、一見わかりやすくみえるが、戦時体制期において緊要とされた上述の「国民」統合の性格を必ずしも十分に言い表せていない。